

様式第1号その1（第6条関係）

（表）

土砂埋立て等に係る土地使用同意書

土砂埋立て等の許可の申請をしようとする者（ ）の行う土砂埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

また、同意の前提として、上記の土砂埋立て等の許可の申請をしようとする者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 土砂埋立て等の目的
- ③ 埋立て等区域の位置及び面積
- ④ 土砂埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
- ⑤ 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画
- ⑥ 土砂埋立て等に使用される土砂の量
- ⑦ 土砂埋立て等の期間
- ⑧ 土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
- ⑨ 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画
- ⑩ 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置
- ⑪ 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置

※土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの（一時堆積）の場合は、上記①から⑤まで及び⑨から⑪までのほか、以下の事項が必要です。

- ⑫ 年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量
- ⑬ 埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の所有者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該土砂埋立て等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を町長に報告すること。
 - (3) 埋立て等区域において、土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を町長に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令(その勧告に従わない場合)を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例(抜粋)

(土地の所有者の同意)

- 第8条 前条の許可の申請をしようとする者(次条において「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第10条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項(同条第1項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。
- 2 第12条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。
 - 3 第22条第1項の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

(土砂埋立て等に係る土地の所有者の義務)

- 第26条 第8条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土砂埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。
- 2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、第7条の許可又は変更許可の内容(第8条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。)と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。
 - 3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を町長に通報しなければならない。

(土砂埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令)

- 第27条 町長は、第23条(同条第2項を除く。)の規定による命令(土砂埋立て等の停止の命令を除く。)をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立て等について前条第1項の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 前条第1項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、第7条の許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者
 - (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- 2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第38条 第27条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則(抜粋)

(土地の所有者による土砂埋立て等の施工状況の確認)

- 第24条 条例第26条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならない。
- (1) 当該施工の状況が条例第8条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
 - (2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。
- 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第26条第1項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第1号その2（第6条関係）

（表）

土砂埋立て等に係る土地使用同意書（変更許可）

土砂埋立て等の変更許可の申請をしようとする者（ ）
の行う土砂埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の
使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

また、同意の前提として、上記の土砂埋立て等の変更許可の申請をしようとする者か
ら、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 変更の内容及びその理由

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の所有者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

(裏)

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該土砂埋立て等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を町長に報告すること。
 - (3) 埋立て等区域において、土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を町長に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令(その勧告に従わない場合)を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例(抜粋)

(土地の所有者の同意)

- 第8条 前条の許可の申請をしようとする者(次条において「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第10条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項(同条第1項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。
- 2 第12条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。
 - 3 第22条第1項の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

(土砂埋立て等に係る土地の所有者の義務)

- 第26条 第8条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土砂埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。
- 2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、第7条の許可又は変更許可の内容(第8条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。)と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。
 - 3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を町長に通報しなければならない。

(土砂埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令)

- 第27条 町長は、第23条(同条第2項を除く。)の規定による命令(土砂埋立て等の停止の命令を除く。)をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立て等について前条第1項の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 前条第1項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、第7条の許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者
 - (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- 2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第38条 第27条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則(抜粋)

(土地の所有者による土砂埋立て等の施工状況の確認)

- 第24条 条例第26条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならない。
- (1) 当該施工の状況が条例第8条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
 - (2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。
- 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第26条第1項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第1号その3（第6条関係）

（表）

土砂埋立て等に係る土地使用同意書（地位承継）

土砂埋立て等の地位承継の承認を申請しようとする者（
の行う土砂埋立て等については、下記の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の
使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

また、同意の前提として、上記の土砂埋立て等の地位承継の承認を申請しようとする
者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しま
した。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第7条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあ
っては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ③ 申請者が条例第11条第1項第1号オの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未
成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっ
ては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の所有者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該土砂埋立て等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を町長に報告すること。
 - (3) 埋立て等区域において、土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を町長に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（土地の所有者の同意）

- 第8条 前条の許可の申請をしようとする者（次条において「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第10条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項（同条第1項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。
- 2 第12条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。
- 3 第22条第1項の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

（地位の承継）

- 第22条 第7条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂埋立て等を行う権原を取得した者は、町長の承認を受けて、当該第7条の許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- (1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 第7条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (3) 申請者が第11条第1項第1号オの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、第8条第3項に規定する同意を得たことを証する書面、承認の申請に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める図書を添付しなければならない。
- 4・5 （略）

（土砂埋立て等に係る土地の所有者の義務）

- 第26条 第8条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土砂埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。
- 2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、第7条の許可又は変更許可の内容（第8条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。
- 3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を町長に通報しなければならない。

（土砂埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令）

- 第27条 町長は、第23条（同条第2項を除く。）の規定による命令（土砂埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立て等について前条第1項の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第7条の許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者
- (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- 2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第38条 第27条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（土地の所有者による土砂埋立て等の施工状況の確認）

- 第24条 条例第26条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならない。
- (1) 当該施工の状況が条例第8条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
- (2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。
- 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第26条第1項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

説明会の開催結果等報告書

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第9条第1項（同条第4項において準用する同条第1項）の規定による周辺地域の住民への周知を次のとおり実施したので、報告します。

埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
説 明 会 の 開 催 日 時	
説 明 会 の 開 催 場 所	
説 明 会 開 催 に つ い て の 周 知 の 範 囲 と そ の 方 法	
説 明 者 の 氏 名 （ 法 人 に あ っ て は 、 氏 名 及 び 役 職 名 ）	
住 民 の 出 席 者 数	名
説 明 会 の 概 要	
特 記 事 項	

注1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。

2 説明会で配布した説明資料並びに説明会で説明した内容、出席者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録を添付すること。

様式第3号（第8条関係）

（表）

土砂埋立て等許可申請書

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名

印

生年月日

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第7条の規定により、関係図書を添えて土砂埋立て等の許可を申請します。

土 砂 埋 立 て 等 の 目 的		
埋 立 て 等 区 域 の 位 置		
埋 立 て 等 区 域 の 面 積	m ²	
管 理 事 務 所 の 所 在 地		
管 理 責 任 者 の 氏 名 及 び 職 名		
土 砂 埋 立 て 等 に 供 す る 施 設 の 設 置 に 関 す る 計 画		
土 砂 埋 立 て 等 に 使 用 さ れ る 土 砂 の 量（※1）	m ³	
土 砂 埋 立 て 等 の 期 間(※2)	年 月 日 ~ 年 月 日	
最 大 堆 積 時 及 び 完 了 時 の 埋 立 て 等 区 域 に お け る 土 地 及 び 土 砂 の 堆 積 の 形 状（※3）		
土 砂 埋 立 て 等 に 使 用 さ れ る 土 砂 の 搬 入 に 関 す る 計 画（※4）		
埋 立 て 等 区 域 外 へ の 排 水 の 水 質 検 査 を 行 う た め に 講 ず る 措 置		
土 砂 埋 立 て 等 が 施 工 さ れ て い る 間 に お け る 埋 立 て 等 区 域 外 へ の 土 砂 の 崩 落、飛 散 又 は 流 出 に よ る 災 害 を 防 止 す る た め に 講 ず る 措 置		
土 砂 埋 立 て 等 が 施 工 さ れ て い る 間 に お け る 埋 立 て 等 区 域 の 周 辺 地 域 の 生 活 環 境 を 保 全 す る た め に 講 ず る 措 置	粉 じ ん の 飛 散 の 防 止 措 置	
	土 砂 及 び 雨 水 等 の 流 出 の 防 止 措 置	
	騒 音 及 び 振 動 の 防 止 措 置	
	そ の 他	

(裏)

- (※1) 一時堆積（土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量
- (※2) 一時堆積である場合にあっては、記載不要
- (※3) 一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
- (※4) 発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂の区分を付表1に記載して添付すること。

注 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあってはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に太子町土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を付表2に記載して添付すること。

付表 1

土砂埋立て等を使用される土砂の搬入に関する計画

発生元事業者名	発生場所
1日当たり最大の搬入予定量	m ³
土砂埋立て等を使用される土砂の量	m ³
搬入期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
搬入曜日及び時間	曜日 ~ 曜日 時 分 ~ 時 分まで
搬入土砂の区分	
備考	

注1 搬入土砂の区分の欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

2 搬入経路図を添付すること。

付表 2

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所
申請者が未成年者である場合 法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所
申請者に太子町土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所

土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書

項 目		数 量	単価（千円）	金 額（千円）
土砂埋立て等の施工に要する経費	防災のための施設の設置工事に要する経費			
	仮設工（準備工）			
	伐採・除根・除草工			
	進入路設置工			
	杭・丁張・標識工			
	その他			
	飛散防止工			
	防護柵設置工			
	その他			
	軟弱地盤対策工			
	段切り工			
	擁壁工（土留工）			
	排水施設工			
	沈砂池設置工			
	調整池設置工			
地下排水工				
暗渠排水工				
埋設工				
その他				
その他				
その他の工事等に要する経費				
盛土工				
表面排水工				
法面保護工				
撤去工				
水質検査				
その他				
その他の経費（土地の賃借料、人件費等間接経費を含む）				
合 計				

項 目		調達方法	金 額（千円）
資金調達方法	防災のための施設の設置工事に要する経費に係る資金調達方法	自 己 資 金	
		借 入 金	
	その他の工事等に要する経費に係る資金調達方法	自 己 資 金	
		借 入 金	
		収 入	
	合 計		

土砂埋立て等変更許可申請書

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名

印

生年月日

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第12条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立て等の変更の許可を申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

注 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあってはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に太子町土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を付表に記載して添付すること。

付表

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者が未成年者である場合 法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に太子町土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条に規定する使用人が ある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所

土砂埋立て等変更届

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名 印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第12条第5項の規定により、次のとおり届け
出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
変更年月日	年 月 日
変更内容	変更前
	変更後

様式第7号（第14条関係）

土砂埋立て等着手届

年 月 日

太子町長 様

住 所
氏 名

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
着手年月日	年 月 日

土砂発生元証明書

年 月 日

許可を受けた者の氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
様

土砂を発生させた者
住 所

氏 名 印
(法人にあつては、その名称、代表者又は現場責任
者の氏名及び主たる事務所の所在地)
電話番号

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第7条の許可を受けた埋立て等区域に搬出する土砂は、次の場所から発生したものであることを証明します。

工 事 等 の 名 称	
工 事 等 の 施 工 場 所	
工 事 等 の 発 注 者	
工 事 等 の 施 工 期 間	
搬 出 す る 土 砂 の 量	m ³
搬 出 す る 土 砂 の 区 分	
搬 出 す る 土 砂 を 使 用 す る 埋 立 て 等 区 域 の 位 置	

注 搬出する土砂の区分の欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

土砂搬入報告書

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第15条第1項の規定により土砂の発生場所及び土砂の汚染のおそれがないことを確認したので、同条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
土砂埋立て等の期間（※）	年 月 日 ～ 年 月 日
土砂の発生場所	
土砂の搬入予定量	m ³
土砂の搬入期間	年 月 日 ～ 年 月 日

（※） 一時堆積（土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。）である場合にあつては、記載不要

土 砂 管 理 台 帳

許可年月日及び番号	許可を受けた者の氏名 (法人にあつては、その名称)
年 月 日 第 号	

土砂の発生場所の事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	土砂の発生場所の 工 事 等 の 名 称

土砂の搬入 の日付	1日当たりの土砂の搬入量(m ³)	搬入のための車両台数(台)
計		

- 注1 土砂管理台帳は、土砂の発生場所ごとに作成し、1日ごとに記入すること。
- 2 一時堆積(土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。)の場合にあつては、土砂の搬出については様式第10号その2に記載すること。

様式第10号その2（第16条関係）

土 砂 管 理 台 帳（搬出用）

許可年月日及び番号	許可を受けた者の氏名 (法人にあつては、その名称)
年 月 日 第 号	

土砂の搬出の日	1日当たりの土砂の搬出量 (m ³)	搬出のための車両台数 (台)
計		

注 土砂管理台帳（搬出用）は、土砂の搬出について1日ごとに記入すること。

土砂使用量報告書

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第17条の規定により、土砂埋立て等に使用された土砂の量を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年	月	日	第	号
埋立て等区域の位置					
土砂埋立て等の期間	年	月	日	～	年 月 日
この報告に係る期間	年	月	日	～	年 月 日
土砂埋立て等を使用される土砂の量	m ³				
この報告に係る期間の前までに報告した土砂の量	m ³				
この報告に係る期間中に搬入した土砂の量	m ³				
土砂の発生場所及び工事等の名称	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累 計 量 m ³		
合 計					

土砂搬入量及び搬出量報告書

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名 印
(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第17条の規定により、土砂埋立て等に係る土砂の搬入の量及び搬出の量を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
埋立て等区域の位置			
この報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量	搬入の予定量	m ³	
	搬出の予定量	m ³	
この報告に係る期間中に搬入した土砂の量	m ³		
土砂の発生場所及び工事等の名称	前回累計量	今回報告量	累計量
	m ³	m ³	m ³
この報告に係る期間中に搬出した土砂の量	m ³		

水質検査報告書

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第18条第1項の規定により、水質検査の結果を次のとおり報告します。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
土砂埋立て等の期間（※）	年 月 日 ～ 年 月 日
採取した試料ごとの水質検査結果証明書に記載された発行番号	
検 査 時 期 の 区 分	定期 ・ 廃止 ・ 完了
採 取 年 月 日	年 月 日
排 水 の 採 取 場 所	
備 考	

（※） 一時堆積（土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。）である場合にあっては、記載不要

水質検査結果証明書

年 月 日

様

発行番号
 分析機関名
 代表者
 所在地
 電話番号
 計量証明事業者の登録番号
 環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

項 目	単 位	測定値	定 量 下 限 値	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ				
シアン化合物	mg/ℓ				
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/ ℓ				
鉛及びその化合物	mg/ ℓ				
六価クロム化合物	mg/ ℓ				
砒素及びその化合物	mg/ ℓ				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ ℓ				
アルキル水銀化合物	mg/ ℓ				
ポリ塩化ビフェニル	mg/ ℓ				
トリクロロエチレン	mg/ ℓ				
テトラクロロエチレン	mg/ ℓ				
ジクロロメタン	mg/ ℓ				
四塩化炭素	mg/ ℓ				
1, 2-ジクロロエタン	mg/ ℓ				
1, 1-ジクロロエチレン	mg/ ℓ				
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/ ℓ				
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ ℓ				
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ ℓ				
1, 3-ジクロロプロペン	mg/ ℓ				
チウラム	mg/ ℓ				
シマジン	mg/ ℓ				
チオベンカルブ	mg/ ℓ				
ベンゼン	mg/ ℓ				
セレン及びその化合物	mg/ ℓ				
ほう素及びその化合物	mg/ ℓ				
ふっ素及びその化合物	mg/ ℓ				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/ ℓ				
1, 4-ジオキサン	mg/ ℓ				
備考					

注 環境計量士とは、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号の濃度に係る計量士をいう。

土砂埋立て等完了届

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名 印

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第 21 条第 1 項の規定により土砂埋立て等を完了したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
土砂埋立て等の期間(※)	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂埋立て等を完了した年月日	年 月 日
完了した埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状	
埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容	

(※) 一時堆積(土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。)である場合にあっては、記載不要

土砂埋立て等廃止（休止）届

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名 印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第 21 条第 1 項の規定により土砂埋立て等を（廃止・休止）したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
土砂埋立て等の期間（※）	年 月 日 ～ 年 月 日
土砂埋立て等を廃止した年月日（休止しようとする期間）	（休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日）
廃止（休止）した埋立て等区域における土地及び堆積の形状	
埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容	

（※） 一時堆積（土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。）である場合にあっては、記載不要

土砂埋立て等再開届

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名 印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第 21 条第 1 項の規定により土砂の埋立て等を再開したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日

土砂埋立て等地位承継承認申請書

年 月 日

太子町長 様

住 所

氏 名

印

生 年 月 日

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

太子町土砂埋立て等の規制に関する条例第22条第2項の規定により、地位の承継の承認を次のとおり申請します。

許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
土砂埋立て等の期間（※）	年 月 日 ～ 年 月 日
埋立て等区域の位置	
管理責任者の氏名及び職名	
承 継 の 理 由	

（※）一時堆積（土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。）である場合にあっては、記載不要

注 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあってはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に太子町土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を付表に記載して添付すること。

付表

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者が未成年者である場合 法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に太子町土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条に規定する使用人が ある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所